

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第78準備書面関係)

2021年(令和3年)2月17日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	標目	原本・ 写しの 別	作 成 日	作 成 者
	立 証 趣 旨			
甲 579	判決要旨	写し	R2.12.4	大阪地裁第2民事部
	大阪地裁令和2年12月4日発電所運転停止命令義務付け請求事件判決の判断枠組み、認定事実			
甲 580	第9回 原子力安全基準・指針専門部会 地震・津波関連指針等検討小委員会 速記録	写し	平成23年12月12日	原子力安全委員会
	新規制基準が経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントとして設定するのではなく、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する方法を採用したこと			
甲 581	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	写し	H25.6	原子力規制委員会

	同上			
甲 582	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き	写し	平成 22 年 12 月 20 日	原子力安全委員会
	同上			
甲 583	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書	写し・抄本	平成 29 年 5 月 24 日	原子力規制委員会
	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可の審査において、原子力規制委員会は地震モーメントの「ばらつき」を考慮しないまま設置変更許可処分をおこなったこと			

以上